

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用料の減免	
根拠条例等・条項	堺市立文化会館条例第12条 堺市立文化会館条例施行規則第10条	
所 管 課	文化国際 部	文化 課
審 査 基 準	<p>使用料の減免については、堺市立文化会館条例第12条及び堺市立文化会館条例施行規則第10条に基づき審査する。</p> <p>【堺市立文化会館条例】 (使用料の減免)</p> <p>第12条 市長は、特別の理由があると認めるとときは、前条第1項及び第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【堺市立文化会館条例施行規則】 (使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第12条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその減免額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本市又は条例第17条の規定により会館の管理を行う指定管理者が主催する行事のために使用するとき。 全額</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。 半額</p> <p>2 条例第12条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市立文化会館使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる資料を添付させることがある。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	

